明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○電気事業法等の一部を改正する法律（七二）　三
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（七三）　三〇
○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（七四）　四
〔政　令〕
○確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（二一四）　三
〔省　令〕
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働六九）　三
〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働二五九）　三
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十六年度皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）公告（人事院）　四
平成二十六年度刑務官採用試験公告（同）　四
平成二十六年度入国警備官採用試験公告（同）　四
平成二十六年度航空保安大学校学生採用試験公告（同）　四
平成二十六年度気象大学校学生採用試験公告（同）　四
平成二十六年度海上保安大学校学生採用試験公告（同）　四
平成二十六年度海上保安学校学生採用試験公告（同）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、再生関係　四
特殊法人等
特定計量器型式承認、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　四
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四
会社その他
会社決算公告　四

本号で公布された法令のあらまし

◇電気事業法等の一部を改正する法律（法律第七二号）（経済産業省）

一　電気事業法の一部改正関係

1　定義

㈠　この法律において「小売電気事業」とは、小売供給を行う事業（一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。）をいうこととした。（第二条第一項第二号関係）

㈡　この法律において「一般送配電事業」とは、自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び発電量調整供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）をいい、当該送電用及び配電用の電気工作物により最終保障供給及び離島供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）を含むものとすることとした。（第二条第一項第八号関係）

㈢　この法律において「送電事業」とは、自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により一般送配電事業者に振替供給を行う事業（一般送配電事業に該当する部分を除く。）であって、その事業の用に供する送電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいうこととした。（第二条第一項第一〇号関係）

㈣　この法律において「特定送配電事業」とは、自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により特定の供給地点において小売供給又は小売電気事業若しくは一般送配電事業を営む他の者にその小売電気事業若しくは一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）をいうこととした。（第二条第一項第一二号関係）

㈤　この法律において「発電事業」とは、自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であって、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいうこととした。（第二条第一項第一四号関係）

2　電気事業

㈠　小売電気事業

(1)　小売電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならないこととした。（第二条の二関係）

(2)　小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならないものとする等の所要の規定を整備することとした。（第二条の三～第二条の一七関係）

㈡　一般送配電事業

(1)　一般送配電事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならないこととした。（第三条関係）

(2)　一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、託送供給、発電量調整供給、最終保障供給及び離島供給を拒んではならないものとする等の所要の規定を整備することとした。（第四条～第二七条の三関係）

㈢　送電事業

(1)　送電事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならないこととした。（第二七条の四関係）

(2)　送電事業者は、一般送配電事業者に振替供給を行うことを約しているときは、正当な理由がなければ、振替供給を拒んではならないものとする等の所要の規定を整備することとした。（第二七条の五～第二七条の一二関係）

㈣　特定送配電事業

(1)　特定送配電事業を営もうとする者は、供給地点、特定送配電事業の用に供する電気工作物に関する事項等の事項を経済産業大臣に届け出なければならないこととした。（第二七条の一三第一項関係）